



男女平等参画セミナーを終えて

伊月 裕子

11月23日、雪が降る中多くの方々にお集まり頂き、無事にセミナーを終了することができました。今回講師を快く引き受けてくれた秋山さん、吉田さんのお話は大変素晴らしい、震災後の復旧活動の様子を詳しくお話してくださり大変参考になりました。私は今までボランティア活動は、特別な知識や技術が無いとできない活動と思っていました。しかし、吉田さんのお話を聞いて、普通の人も「人の役に立ちたい、人助けをしたい。」との気持ちがあればできることなのだと思います。これからも、私に何ができるかを考えながら、人の役に立っていけるよう行動を起こしたいと思います。今回のセミナー開催にあたりお忙しい中、たくさんの方々にご協力頂き、本当に感謝しています。また、これからもよろしくお願ひします。ありがとうございました。

年頭のあいさつ

標女連会長 山口 鈴代

新年明けましておめでとうございます。皆様にはご家族そろって新春を迎えたこととお慶び申し上げます。日頃、標女連に対しましてご支援・ご協力いただきありがとうございます。

昨年の事業では、8月にエプロンピックで釧路動物園見学を行い、童心に返って楽しい時間を過ごしました。11月の男女平等参画セミナーでは東日本大震災復旧支援活動のお話を秋山良太さん、吉田幸子さんの2人から聞くことが出来ました。そこで感じたことは、これからは私たちは支援を続けていかなければいけないこと、そして、大震災を決して忘れてはいけないこと、さらには、いつ起こるか分からない災害に対して、いつも準備していなければならないということでした。今年度最後の事業「女性のつどい」が3月3日に行われますので、皆さんの参加を心よりお待ちしております。

本年が何事も無く平和で過せることを願っております。

男女平等参画セミナーを終えて

一参加者

東北地方に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生からもうすぐ2年。復興作業が続く中で被災地入りをした秋山良太さんと、吉田幸子さんのお話を伺いました。

秋山さんは被害施設派遣として現地に赴き、被災された方々とともに生活し、介護をしながら任務を行って来ました。被災地で見えた光景は、私たちがテレビで見ているより悲惨であり、想像を絶する風景が広がっているようです。被災地の復興には計り知れない時間と支援が必要なのだ改めて感じました。

ボランティアとして被災地入りした吉田さんは、現地での

色々なお話をしてくださいます。中でも印象に残っているのは、地震発生直後に電気も暖房もない病室で、産まれて間もない赤ちゃんとお母さんが寒さに震え、不安と恐怖に怯えながら一夜を過ごしたというお話でした。3月11日は沢山の方々が震災の犠牲となり亡くなられた反面、その日が誕生日という方もいるという、何ともいいようがない複雑な気持ちになりました。お二人のお話を聞いて「今、私たちに何が出来るのか？何をすべきか？」を考えると、復興支援で現地へボランティアに行ったり募金をしたり、さまざまに電に取り組むことも十分な支援に繋がると思えます。まず、「私に出来ること」から始めたいと思います。

東日本大震災により被災されました方々には、謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

アンケートから

多くの方から講演を聞きに来て良かったという声をいただきました。天災の恐ろしさや、ボランティアの方々への感謝、復興に向けてのエネルギーなど生活に密着した皆さんの関心の高さや、もしもの時の知識などとても勉強になり、今までもこれからも続く義援金・支援に私たちにできる事をしていきたいという意見が寄せられました。ご参加・ご協力ありがとうございました。

標茶町女性のつどい開催のお知らせ

- 日時／3月3日(日)、午前9時45分
 - 場所／コンベンションホール ういず
 - 講演／「内容調整中」
- ※詳細は決まり次第お知らせします。

会の動き

- 10月20日 釧路地方女性大会釧路町 (7人)
- 10月30日 標茶町町内会・地域会連絡協議会研修会参加協力 (4人)
- 10月30日 青少年健全育成連絡協議会講演参加 (4人)
- 11月23日 男女平等参画セミナー (45人)
- 12月5日 役員会
- 12月8日 社会福祉研究大会参加協力 (4人)
- 3月3日 女性のつどい

政治家の寄附は 禁止されています

政治家（候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者）が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されています。

違反すると処罰され、有権者が寄附を求めることも禁止されています。「贈らない」「求めない」「受け取らない」の「三ない運動」を進め、明るい選挙を実現しましょう。

○寄附禁止事項／

- お歳暮やお年賀
- 入学・卒業祝、病気見舞い
- 秘書などが代理で出席する場合の結婚祝い・葬式の香典
- 葬式の花輪・供花、落成式・開店祝の花輪
- 町内会の集会や旅行などの催物への寸志やスポーツ大会への飲食物の差入

農業委員選挙人名簿登載 申請書の提出はお早めに

農業委員会委員の選挙人名簿は、選挙権を有する方の申請に基づいて、毎年1月1日現在の状況により資格を調査し作成します。

農業者（世帯主）の皆さんには町の選挙管理委員会から登載申請書が郵送されていると思います。記載されている事項を確認し、押印して必ず**1月10日(木)**までに同封の返信封筒で返送するか、直接農業委員会事務局、または公民館に提出してください。

この手続きをしないと、農業委員会委員選挙の選挙権・被選挙権を失うことがあります。

登録されるのは、町内に住所を有する満20歳以上（平成5年4月1日までに生まれた方）で、次の①～③のいずれかを満たす方です。

- ①耕作面積が30アール以上の農地で耕作を営む方。
- ②①の同居の親族・配偶者で、耕

作従事日数が年間おおむね60日以上の方。

- ③耕作面積が30アール以上の農地で耕作を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、耕作従事日数が年間おおむね60日以上の方。

※農業を営んでいるのに申請書が届いていない方は、下記へ問い合わせください。

○問い合わせ／

農業委員会事務局（内線171）
選挙管理委員会（内線292）

北海道障害者職業能力 開発校入校生追加募集

国立北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者の入校生（訓練期間、一年または二年間）の追加募集をしています。

詳しくは、当校または最寄りの公共職業安定所まで問い合わせください。

- 問い合わせ／北海道障害者職業能力開発校（☎0125-52-2774）

平成25・26年度 有効となる

競争入札などの 各種申請受付

★共通事項

- 申請期間／1月21日(月)～2月20日(水)、平日の午前8時45分～午後5時30分、郵送可（最終日までの消印有効）

◆工事、製造、調査・設計、その他業務など

本町が発注する入札などに参加を希望する方は申請が必要です。

○申請書／

- 建設工事・設計など…（一社）北海道土木協会発行の様式
- その他業務…町様式（役場ホームページ（26ページ参照）に掲載）

○提出先・問い合わせ／役場建設課道路係（2階⑬番窓口☎内線233）

※郵送申請の際、受領書が必要であれば返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

◆不用物品売り払いに関わる一般競争入札に参加する資格者の登録

- ①金属くず商、金属くず行商、古物商、古物行商などの各許可を公安委員会より受けていることが必要です。（入札条件による該当する許可）
- ②平成25年1月1日現在に、前①号の許可を受けた年数が1年以上であること。

○提出先・問い合わせ／役場管理課管財係（1階⑦番窓口☎内線142）

※申請書類などについては、問い合わせください。

◆物品納入参加資格審査

町内業者の方が対象で、登録する場合は店舗の実印、納税証明書が必要となります。

○提出先・問い合わせ／役場企画財政課財政係（2階⑯番窓口☎内線227）

町税および各使用料などの夜間納付窓口の開設

本町では毎月、夜間納付窓口を開設しています。

今月の窓口開設日は次のとおりですので、普段お仕事などで納付しづらい方、納付方法などについて相談したい方は利用してください。

町税などは、みなさんの暮らしを支えるための貴重な財源となっていますので、納税に対するさらなるご協力をお願いします。

- 日時 / 1月31日(木)
午後8時まで
- 場所 / 役場 1階⑨番窓口
- 問い合わせ / 役場税務課納税係
(☎内線155) および各担当係

排水設備工事責任技術者資格登録更新のお知らせ

本町では、排水設備指定工事店の資格要件に、排水設備工事責任技術者制度を導入していますが、この資格の有効期間は4年間であり、資格登録者は4年ごとに更新の手続きをする必要があります。

なお、更新対象者には、資格登録更新実施案内および申込書が送付されていますので、下記の期間に手続きをしてください

- 対象者 / 平成20年度に北海道排水設備工事責任技術者試験に合格した方や、資格登録更新手続きを行った方で、資格登録期間が平成25年3月31日で満了する資格登録者
- 受付期間 / 1月15日(火)～23日(水)
- 更新方法 / 手続き終了後、更新用テキストを配布します。
- 手数料 / 更新手数料 (テキスト代込)、資格認定証交付等手数料…6,000円
- 申し込み・問い合わせ / 役場水道課管理係 (⑩番窓口 ☎内線262)

町有地売り払い情報

本町では、麻生・平和地区の町有地の売り払いを行っています。

- 売り払い物件・価格 / 役場ホームページに掲載 (アドレスは26ページ参照)
- 申込方法 / 普通財産譲与(譲渡)申請書 (役場ホームページまたは下記係に設置) に必要事項を記入し、下記係に提出
- 受付時間 /
午前8時45分～午後5時30分
(土・日曜日、祝日は除く)
- 申し込み・問い合わせ / 役場管理課管財係
(1階⑦番窓口 ☎内線141)

町立病院の職員を募集します

町立病院では、4月から勤務可能な薬剤師を1人募集しています。

- 対象 / 40歳以下で薬剤師免許の有資格者または、平成25年度免許取得可能見込者
- 提出書類 / 履歴書 (写真貼付)、健康診断書 (公立病院発行)、資格証明書の写しなど
- 申込期限 / 1月31日(木)
- 申し込み・問い合わせ / 町立病院 (☎485-2135)

人権に関する相談はこちらへ

人権擁護委員による「特設人権相談所」が下記のとおり開設されます。離婚などの家庭問題や隣近所のもめごとなどの相談ごとがありましたら、お気軽に相談してください。相談は無料で秘密は守られます。

- 日時 / 2月1日(金)
午後1～3時
- 場所 / 社会福祉センター

「低炭素住宅」認定制度が始まります

「都市の低炭素化の促進に関する法律 (都市低炭素化促進法)」が12月から施行され、低炭素建築物 (住宅) の認定制度が始まりました。

東日本大震災を契機としてエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚を踏まえ、市街化区域などの都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化と普及を図るものです。

「低炭素建築物」の認定を受けて住宅を建設した場合、住宅ローン減税や登録免許税率の引き下げの対象となります。

本町で認定対象となるのは、都市計画の用途地域の指定されている場所に新築・リフォームなどをする住宅で、省エネ法基準と同等以上の断熱性能を有し、照明や給湯・暖房などの建築設備の効率化や太陽光発電などのエネルギー創出により、エネルギー消費量の削減が省エネ法基準の△10%以上で、その他の一定の低炭素化措置がなされたものとなります。

- 問い合わせ / 役場建設課住宅指導係 (2階⑬番窓口 ☎内線276)

広報しべちゃ3月号 有料広告募集

- 申込方法・申込期間 /
2月5日(火)までに下記係へ申し込みください。
(原稿は原則電子データ)
 - 申し込み・問い合わせ / 役場企画財政課地域振興係
(2階⑩番窓口 ☎内線224)
- ※申込多数の場合は先着順

納期限のお知らせ

1月25日(金)は、国民健康保険税第7期の納入期限です。